

「Kiwi-Wコンソーシアム」フォーマット及び運用規定の使用に関する規定書

Kiwi-W コンソーシアム（以下「本会」という）で制定したナビゲーション用データのディスク収納フォーマット及びフォーマットの運用規定の使用等について規定する。

第1条（定義）

1. 「本フォーマット」とは、本会で制定したナビゲーション用データのディスク収納フォーマットをいい、「本運用規定」は本会が認定した実際の運用上の詳細を定めた規定書をいい、それらの詳細は別添 A 及び B 記載の通りである。
2. 「本製品」とは、本フォーマット及び本運用規定を遵守していることを本会事務局が認定したものを言う。
3. 「互換性」とは、A 社製品用のディスクが B 社のシステムに使用した場合、全機能利用出来ることをいう。
4. 「インターオペラビリティ」とは、A 社製品用のディスクが B 社のシステムでも特定の機能を除いて利用出来ることをいう。
5. 「認証業務」とは、本会事務局が会員各社の作成する本製品が本フォーマット及び本運用規定を遵守しているかを調査し、判定することをいう。
6. 「要素技術」とは、本運用規定及び本製品を使用、製造、販売するために固有かつ不可欠な特許権、実用新案権、著作権、営業秘密等の技術をいう。
7. 「事務局」とは、会員各社から互選により選出された会長を補佐する機関で「Kiwi-W コンソーシアム事務局」をいう。
8. 「会員各社」とは、本会に参加している会員会社をいう。

第2条（基本精神）

本規定は Kiwi-W 検討委員会の制定するフォーマットに準拠して、商品化されるナビゲーションシステムが製作、使用される時にインターオペラビリティを有し、同時に共通の規格に基づく自由な競争による市場原理を通じたナビゲーションシステム全体の魅力化、体系的発展を促進することを目的としてフォーマット及び運用規定の使用等に関し取り決めを定めるものである。

第3条（本フォーマット及び本運用規定の帰属）

会員各社は、本フォーマット及び本運用規定が本会の所有財産となることを確認する。但し、ここで言う所有とは、当該財産は本会にのみ帰属し、会員各社は直接的な持分を所有するものではなく、分割請求及び譲渡等の処分行為は認められないことを意味する。

第4条（本フォーマット及び本運用規程の使用の範囲）

会員各社は、自社の製品を本製品として開発、製造、及び販売するために本フォーマット及び本運用規程を無償で使用することが出来る。

第5条（インターオペラビリティの維持）

本製品とその他の製品の別をディスクラベルに明示しなければならない。

1. 会員各社は、本製品を発売する場合、自己の責任において事前にインターオペラビリティの十分な確認を行わなければならない。又発売前に必ず本会事務局へ認定依頼を行い、認証事務局の検証を受けなければならない。本製品としての発売は認証事務局の認定が下された後に行わなければならない。
2. 会員各社は、本フォーマット及び本運用規定が最新版に更新されてから新たに本製品を開発し、発売する場合、旧バージョンの使用は1年以内とする。
3. 本フォーマット及び本運用規定に明記されていない項目を使用する本製品を開発し、発売する場合、

将来に対するインターオペラビリティの確保の為、事前に事務局にその内容を報告し、その承認を得る必要がある。

4. 会員各社は自己の発売した本製品について発売以降に本フォーマット及び本運用規定に準拠しない部分を発見した場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

第6条（共同開発）

会員各社が、会員以外の第三者と共同開発を行うに際し、本フォーマット及び本運用規定を当該第三者に開示する必要がある場合、両者間で下記の事項を文書で約定しない限り、本フォーマット及び本運用規定を開示してはならないものとする。

イ 本フォーマット及び本運用規定の当該第三者による秘密保持。

ロ 当該第三者が本フォーマット及び本運用規定を当該共同開発のためにのみ使用すること。

第7条（明示）

1. 会員各社は、本製品のカタログ、説明書等には、本製品が本フォーマット及び本運用規定に準拠したものであることを明記しなければならない。
2. 会員各社は、本製品を販売するにあたり、別途定めるシンボルマークを表示することができる。但し、第三者の商標権を侵害する恐れがある場合はこの限りでない。
3. 会員各社は、本製品以外の製品に関しては、理由の如何を問わずシンボルマークを表示することは許されず、またそのカタログ、説明書等、当該製品が本製品とインターオペラビリティを有するような旨の記載はしてはならないものとする。

第8条（要素技術の実施許諾）

1. 会員各社は、相互に、他の会員各社に対し、会員各社が本規定に定める権利を行使するのに必要かつ十分な範囲で、要素技術の実施権・使用権を許諾するものとし、その条件については当事者間で別途協議するものとする。
2. 会員各社は、当該会員各社について本規定が終了または失効した場合といえども、本規定の終了または失効時に所有する要素技術については本規定の終了または失効以後も前項に定める義務を負うものとする。

第9条（知的財産権）

1. 会員各社及び本会は、会員各社の本フォーマット及び本運用規定の使用その他本規定に定める権利の行使が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものではなく、又会員各社の当該使用及び当該権利の行使の結果については一切の責を負わないものとする。当該使用及び当該権利の行使に関し、第三者との間に知的財産権上の侵害問題が生じた場合は、会員各社は自らの費用と責任において当該問題の解決にあたるものとし、必要に応じて本会に協力を求めることが出来るものとする。
2. 会員各社は、当該会員各社が製造した本製品の欠陥に起因しエンドユーザーが何らかの損害を受けた場合の当該損害の賠償責任から、他の会員各社及び本会を一切免責するものとする。
3. 本条の規定は、会員各社の本会退会后といえどもなお有効とする。

第10条（秘密保持）

1. 会員各社は、第6条の規定に基づく場合を除き、本規定の内容（以下秘密情報という）については、本会在籍中は勿論のこと、退会后といえども漏洩しないものとする。
2. 会員各社は、秘密情報を本規定に定められている権利の行使及び義務の履行以外の目的のために使用しないものとする。
3. 以下の各号に該当するものは、秘密情報でないものとする。
 - イ 開示、入手時に公知であったもの及び会員各社の責によることなく以後公知となったもの。
 - ロ 開示、入手時に既に知っていたもの。
 - ハ 第三者から秘密保持の義務を受けることなく正当に入手したもの。

ニ 開示され秘密情報を使用することなく独自に開発したもの。

第11条（規定の失効）

1. 会員各社が下記各号のいずれかに該当した場合、本規定の使用権は何らの手続きを要することなく当該会員各社については直ちに失効するものとする。
 - イ 本会を退会した時
 - ロ 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、又は手形不渡り、手形交換所の取引停止処分、あるいは租税公課の滞納処分を受け若しくはこれらの申立、処分を受けた時。
 - ハ 支払停止の状態に陥り又は破産、民事再生手続き、会社整理、会社更生手続等の申立を受け若しくは自らこれらの申立をした時。
 - ニ 合併によらず解散した時。
 - ホ 本規定に基づく義務の履行を怠り、本会又は本会の会員各社からその履行を催促され、幹事会からの催促後30日以内にこれを是正する処置を講じない時。
2. 会員各社が前号のいずれかに該当し、本会又は他の会員各社に損害を与えたときは直ちにその賠償の責に任ずる。
3. 本条第1項に基づき本規定の使用権が失効した場合、当該失効会員各社は秘密情報が記載された文書を本会に直ちに返還するものとし、以後本規定を使用、流用してはならないものとする。但し、本規定失効時迄に存する会員各社の仕掛品・在庫品については、本規定失効後と言えども6ヶ月間これを販売することが出来る。

第12条（本フォーマット及び本運用規定の更新版の提案）

1. 本フォーマット及び本運用規程の更新（バージョンアップ）は原則として本会において行い、本会で更新の必要が生じた場合、会員各社は、事務局に更新要請を行うことが出来る。
2. 本フォーマット及び本運用規定の更新は原則として本会において承認され、且つ上位互換を維持することを条件にこれを行うことが出来る。
3. 会員各社は、自己がなした本フォーマット及び本運用規定の改良を、本会に対し提案することが出来るものとする。

第13条（認証方法）

1. 本製品を発売する場合、会員各社の責任において、インターオペラビリティを確認し、その結果を添付し事務局に認証を申請する。
2. 事務局は、インターオペラビリティを確認できた場合は、認証番号を付与する。
3. 認証番号の付与基準は、別添Cによる。

第14条（有効期間）

1. 本規定の有効期間は、末尾記載の日を始期とし、当該作成日の翌年の12月末日を終期とし、有効期間満了3ヶ月前迄に会員各社から事務局に対し別段の意思表示がなされない場合、更に1年自動延長するものとし、以降もこの例に従うものとする。
2. 第11条第3項の規定は、本規定が有効期間満了のため終了した場合に、適用する。

第15条（協議）

本規定に記載なき事項、又は疑義を生じた事項については、都度会員各社において円満に協議の上決定する。

以上

平成13年4月1日

同意書

Kiwi-W コンソーシアム会長 殿

_____年____月____日

住所：

会社名：

所属：

氏名： (印)

当社は、Kiwi-W コンソーシアムで制定したナビゲーション用データのディスク収納フォーマット及びフォーマットの運用規定の使用等について本規定を遵守することに同意します。

(添付資料A)

フォーマット規格：

Kiwi フォーマット仕様書 Ver1.22 及びその更新版

- 1 章 文書規則
- 2 章 メディア内データ構成
- 3 章 地図の階層構造
- 4 章 管理部のブロック構成
- 5 章 全データ管理フレーム
- 6 章 パーセル系データ管理フレーム (主要地図および経路誘導管理)
- 7 章 主要地図データフレーム
- 8 章 経路誘導データフレーム
- 9 章 リージョン系データ管理フレーム
- 10 章 経路計算データフレーム
- 11 章 案内検索データの管理形式
- 12 章 各種パラメータ
- 13 章 メタデータ
- 14 章 用語集
- 15 章 リファレンス
- 30 章 ローディングモジュールの管理形式
- 31 章 インフラ対応データ
- 32 章 主要地図データメタ定義データ
- 33 章 画像データフレーム
- 34 章 音声データフレーム

Kiwi-W フォーマット仕様書 Ver1.22 及びその更新版

- 51 章 案内検索の実際
- 52 章 拡張データ
- 53 章 拡張データ 2
- 60 章 参考文献

(添付資料B)

フォーマット運用規程：

Kiwi-W フォーマット運用ガイドライン Ver1.22 及びその更新版

- 第5章 全データ管理フレーム
- 第6章 パーセル系データ管理フレーム
- 第7章 主要地図データ
- 第8章 経路誘導データ
- 第9章 リージョン系データ管理フレーム
- 第10章 経路計算データフレーム
- 第11章 案内検索データの管理形式
- 第12章 各種パラメータ
- 第31章 インフラ対応データ
- 第33章 画像データ
- 第34章 音声データ
- 第51章 案内検索データ
- 第52章 拡張データ
- 第52章 拡張データ 2

(添付資料C)

認証番号の付与基準

認証番号は一年毎の更新とし、下記とする。

XX-*****

XX：申請年

*****：申請順に連番

認証番号の管理は事務局にて行う。